

議案第48号 小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等に係る傷病補償年金等を受ける権利を担保として提供することができる例外規定を削除するもの。

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和43年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(公務災害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(公務災害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 _____ _____ _____</p>	<p>削る</p>